

福山市人權施策基本方針

〔改訂版〕



福 山 市

目 次

I 基本的な考え方

1 基本方針改訂の趣旨	1
◇ 国際的な動向	2
◇ 国内の動向	2
◇ 本市の取組	3
2 基本方針の位置付け	4
3 基本理念	5
◇ すべての人にやさしいまちづくり	5
◇ 市民の主体的参画による協働のまちづくり	5
4 基本方針の評価と見直し	6

II 人権施策の推進にあたって

1 市の基本姿勢	7
◇ 人を大切にする施策の推進	7
◇ 市民が主体となる施策の推進	7
◇ 総合的な施策の推進	7
2 推進体制	8
◇ 推進のための組織	8
◇ 国、県など関係機関・団体との連携	9
◇ 市民〔自治会（町内会）, ボランティア団体, NPO等〕との協働	9
◇ 人権・福祉に関する交流施設の役割	9

III 人権施策の推進方向

1 人権意識の向上	10
◇ 保育所、幼稚園、学校等における人権教育の推進	10
◇ 人権啓発の推進	12
2 人権擁護の推進	16
◇ 相談・支援体制の充実と連携	17
◇ 人権侵害に対する救済	17
3 分野別施策の推進	18
◇ 女性の人権尊重と男女共同参画社会の形成	18
◇ 子どもの人権尊重と育成支援に向けたまちづくり	20
◇ 高齢者の人権尊重と高齢社会を支えあう地域づくり	22
◇ 障がい者の人権尊重と共に生きるまちづくり	24
◇ 同和問題の正しい理解と差別のないまちづくり	26
◇ 外国人市民の人権と多文化共生のまちづくり	28
◇ 高度情報化社会における人権問題	30
◇ さまざまな人権問題の解決	32

用語解説	34
国連が採択した人権関係諸条約一覧	39
国際の10年・国際年	41
国内外のこれまでの取組	43
資料編	46

（世界人権宣言、日本国憲法、
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律）

I 基本的な考え方

1

基本方針改訂の趣旨

基本的人権の尊重と恒久平和の実現は、
市民一人ひとりの願いであり、
すべての人々の普遍的目標です。

本市はこれまで、基本的人権の尊重を柱とした日本国憲法及び人権の確立が世界平和の基礎となることを明らかにした「世界人権宣言※¹」の理念に基づいて、人権意識の高揚と、さまざまな人権課題の解決に向けて取り組み、市民の人権意識は確実に高まってきています。

一方では、児童虐待、DV※²、インターネットを悪用した差別的な書き込み、身元調査のための戸籍謄本等の不正取得事件など、人権をめぐる今日的な課題も存在しています。

このため、人権侵害の今日的な状況や、2010年度（平成22年度）に実施した「福山市人権尊重のまちづくりに関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）の結果などをふまえ、これまでの内容を見直し、「福山市人権施策基本方針」（以下「人権施策基本方針」という。）を改訂しました。

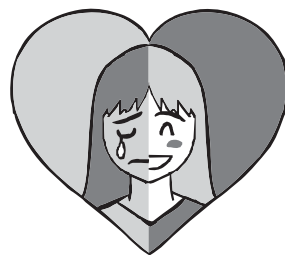


◇ 国際的な動向

- 国際連合（以下「国連」という。）は「世界人権宣言」を具体化するため、「国際人権規約※³」、「人種差別撤廃条約※⁴」をはじめ、31の条約※⁵を採択しています。
- 「国際人権年※⁶」などの国際年を通して、各国に人権確立への取組を呼びかけ人権教育の徹底・普及を目標として掲げた「人権教育のための世界プログラム※⁷」を示しています。
- 今日では、国連が世界の人権問題に対して、より効果的に対処するため、「人権の主流化※⁸」を打ち出し、機能と体制の強化を図っています。

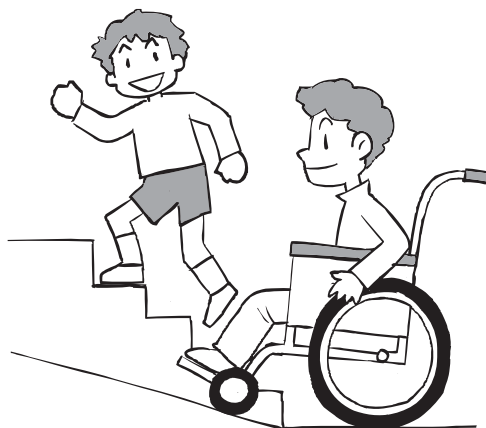
◇ 国内の動向

- 1947年（昭和22年）に施行された「日本国憲法」に掲げる基本的人権の尊重の理念を具現化するため、国際的な人権保障の潮流に沿って、各種の法律・制度の整備など、人権施策の充実・普及が図られてきました。
- 2000年（平成12年）、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律※⁹」（以下「人権教育・啓発法」という。）を施行し、国、地方自治体到人権教育・啓発に関する施策を策定し実施する責務を規定しました。またこれを受け、「人権教育・啓発に関する基本計画※⁹」では、「すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現する」ために人権教育・啓発の必要性を明確にしています。
- 2011年（平成23年）8月、法務省は「人権擁護推進審議会」の答申※¹⁰をふまえ、人権擁護・救済にかかる包括的な法制度の整備に向け、「新たな人権擁護機関の設置についての基本方針※¹¹」を示しました。



◇ 本市の取組

- 2000年（平成12年）、「福山市同和対策審議会答申」に基づき「福山市同和行政基本方針」「福山市人権啓発推進方針実施計画」を策定しました。
- 2003年（平成15年）、本市の人権・同和行政の成果と課題を明らかにし、新たな人権施策の基本的方向を定めるため、「福山市人権・同和問題についての市民意識調査」「福山市同和地区実態調査」を実施しました。
- 2006年（平成18年）、「福山市人権施策基本方針」を策定し、さまざまな人権問題の解決に向けた諸施策を、総合的・計画的に推進してきました。
- 2010年（平成22年）、「福山市人権施策基本方針」の成果と課題を明らかにし、今後の新たな取組を検討する基礎資料とするため、「市民意識調査」を実施しました。



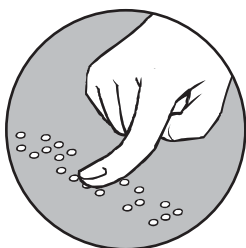
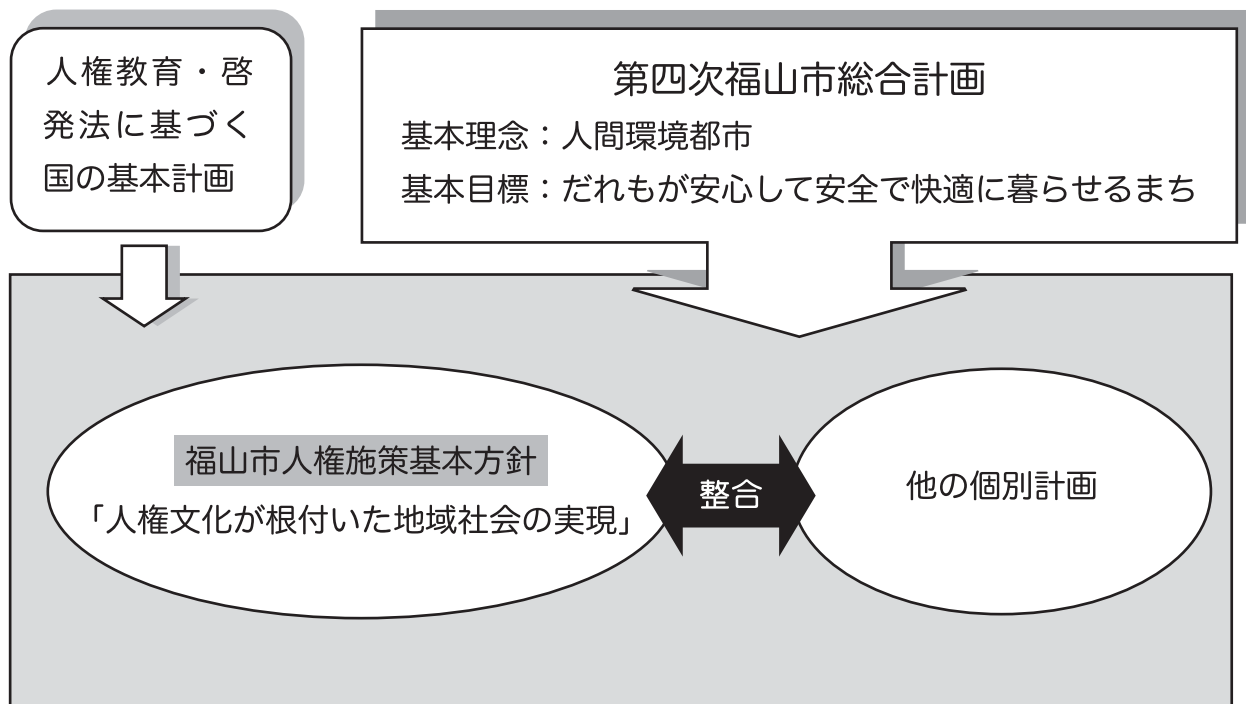
2

基本方針の位置付け

人権施策基本方針は、

- 「人権教育・啓発法」の趣旨をふまえたものです。
- 人権尊重の社会の実現をめざした施策を、総合的・計画的に推進するための基本的な方向を示すものです。
- 「第四次福山市総合計画」の人権部門計画として、他の個別計画との整合を図ったものです。

基本方針の体系



③

基本理念

人権文化が根付いた地域社会の実現

本市は、まちづくりの基本理念に「人間環境都市」を掲げ、その実現のため恒久平和の維持、基本的人権の尊重、市民本位の行政を推進しています。

とりわけ人権の尊重に関しては、「だれもが自己実現のための努力を妨げられることなく、また、妨げることもない地域社会」、「人権を基底とした行動が日常的に行われる地域社会」の実現、すなわち「人権文化※¹²が根付いた地域社会の実現」をめざしています。

◇ すべての人にやさしいまちづくり

- 年齢、性別、国籍、障がいの有無など、人々のさまざまな個性や違いを超えて、だれもが「生きがい」を持ち、積極的に活動できる社会をつくりだすことが求められています。
- 「まち」や「もの」が、すべての人に暮らしやすく配慮され、お互いが助け合える社会、いわゆるユニバーサルデザイン※¹³のまちづくりの意識を、家庭、地域、学校、職場等の中で育むとともに、すべての市民がお互いに理解しあいながら、尊敬しあって生きる社会をめざします。

◇ 市民の主体的参画による協働のまちづくり

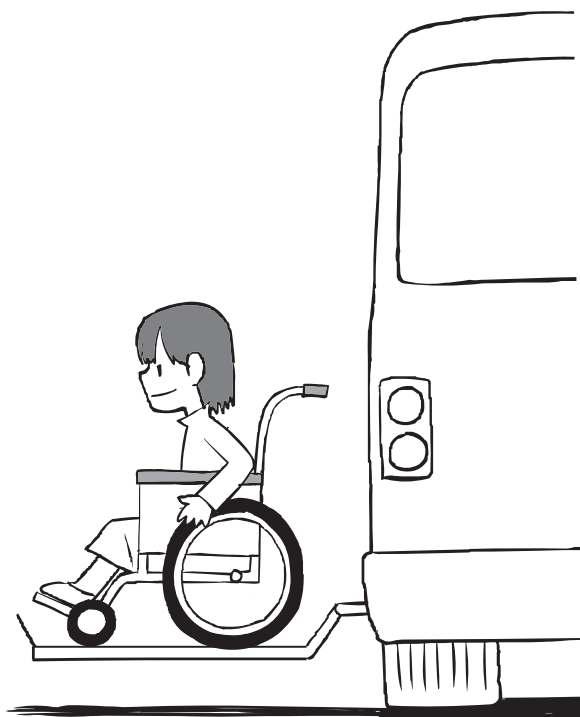
- 「自らのまちは自らつくる」という「協働のまちづくり」の理念のもと、市民活動を行う自治会（町内会）、ボランティア団体、NPO※¹⁴、企業等と行政が、それぞれの責任と役割を分担し、対等な立場で連携し、補完しあいながら人権文化が根付いた地域社会の実現をめざします。
- 市民が、日常生活の身近な問題を人権の視点で考え、学び、行動するまちをめざして、より効果的な啓発活動の支援に努めます。

4

基本方針の評価と見直し

人権施策基本方針に基づく実施計画を策定し，年次ごとに取組状況を把握することで，適切な進行管理と市民への情報提供に努めます。

また，「第四次福山市総合計画」との整合を図りつつ，国等の人権を取り巻く動向や社会情勢の変化，実施計画の進捗状況等をふまえて，見直しを行います。



II 人権施策の推進にあたって

1

市の基本姿勢

基本的人権の尊重は、市民の生活に最も身近な課題です。本市は、市民の暮らしの中のさまざまなニーズに対し、市民との信頼と合意に基づいて協力を得ながら人権施策を推進していきます。

◇ 人を大切にする施策の推進

- 人権尊重を基底とした市政を推進します。

◇ 市民が主体となる施策の推進

- 人権施策の主体は市民一人ひとりです。市民ニーズや社会状況の変化に対応した施策を推進します。

◇ 総合的な施策の推進

- 個別の人権課題が多様化する中で、各分野における施策相互の連携を図りながら、総合的に推進します。

2

推進体制

「人権文化が根付いた地域社会の実現」に向けて、人権啓発、人権教育などの施策を、市民との協働により効果的に推進します。

◇ 推進のための組織

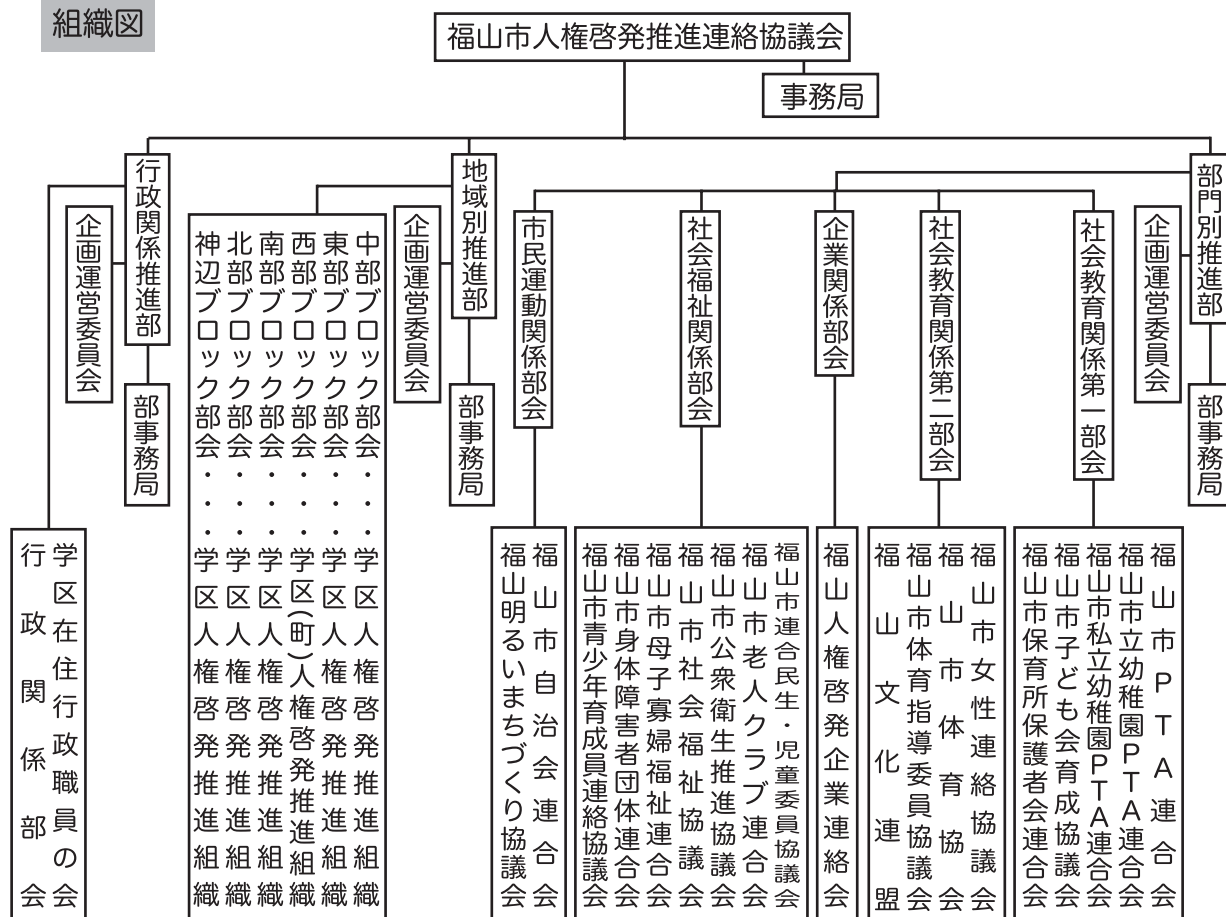
① 福山市人権施策推進協議会

- 庁内組織として設け、人権に関する諸施策の総合調整や、各部署との緊密な連携を図りながら、総合的・全庁的に人権施策を推進します。

② 福山市人権啓発推進連絡協議会

- 市内の人権啓発推進団体等で構成された市民協働の組織として、さまざまな人権問題の解決に向け、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図っていくため、研究を深めるとともに、その実践に取り組みます。

組織図



◇ 国、県など関係機関・団体との連携

- 国、県や人権に関わる機関・団体等と緊密な連携・協力を図りながら、効果的な取組を推進します。

◇ 市民【自治会(町内会)、ボランティア団体、NPO等】との協働

- 児童虐待や、いじめなど、見えにくく表面化しにくい人権侵害の早期発見には、地域住民の協力が不可欠です。
- 市民との協働や、企業等との連携による人権施策の推進活動は、さまざまな人権問題の解決に向けて大変重要であることから、「協働のまちづくり」の視点にたち、福山市人権啓発推進連絡協議会の活動を通して、啓発がさらに推進されるよう、各種団体との連携を図ります。

◇ 人権・福祉に関する交流施設の役割

- 人権啓発の推進、福祉の向上、住民の交流促進等を目的に設置された各施設の有効活用を図り、効果的な運営に努めます。



III 人権施策の推進方向

1

人権意識の向上

すべての市民の人権が尊重される社会の実現に向けて、学校教育、市民啓発、企業啓発、民主団体研修等さまざまな機会を通じて、人権教育・人権啓発に積極的に取り組んできましたが、新たな人権問題も多く発生しています。

今後とも、さまざまな人権問題を取りあげ、あらゆる機会や場を通じて、だれもが、いつでも、どこでも、学べる人権教育・啓発に努めます。

◇ 保育所、幼稚園、学校等における人権教育の推進

① 人権保育

現状と課題

- 保育所では、生きていくために必要な力の基礎を育むことを目的とし、生活リズムや生活習慣、言語力、社会性、自分や友だちを大切にする感性を育む取組など、家庭との連携を大切にしながら実践しています。
- 2008年度（平成20年度）からは福山市保育カリキュラムを使用し、年齢や個々の発達・発育に応じた保育を実践しています。

推進の方向

- 乳幼児の健やかな成長、発達を保障できるよう、保育内容の充実や保護者支援を行います。
- 子ども一人ひとりが社会の一員として尊ばれる社会の実現に向け、保育、啓発活動を充実していきます。

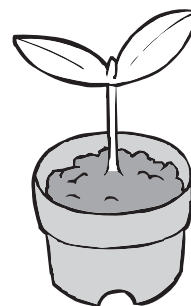
② 人権教育

現状と課題

- 学校教育においては、幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、人権の理念を体得するとともに、人権に対する感性や感覚を身に付けられるよう、学習指導要領等に基づき取組を進めてきました。
- 人権教育の目標は、「自己を大切に感じ、他の人の大切さを認める」具体的な態度や行動に現れる感性を養うことです。

推進の方向

- 幼稚園・学校では、日々の保育活動や各教科等において、発達段階に即しながら、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めていく実践を推進します。
- 人権の大切さを日常生活と関連付けて考え、体験的な活動を通して実感的に捉えるなど、指導方法の工夫改善を図ります。



◇ 人権啓発の推進

① 市民啓発

現状と課題

- 住民学習会は、本市の人権啓発の柱として、１９８０年（昭和５５年）以降全市的に、各学区人権啓発推進組織が主体となって、自治会（町内会）単位に実施されてきました。
- 住民学習会の継続により、人権問題の解決を自分自身の課題として受け止める発言の増加や、学習から行動化への取組として「身元調査お断りステッカー運動」が学区全体で実施されるなど、市民の人権意識は着実に高まっています。
- 「市民意識調査」では、住民学習会へ参加しなかった人のうち、約６割が、「住民学習会が行われていることを知らなかった」と答えており、広報の課題が明らかとなっています。

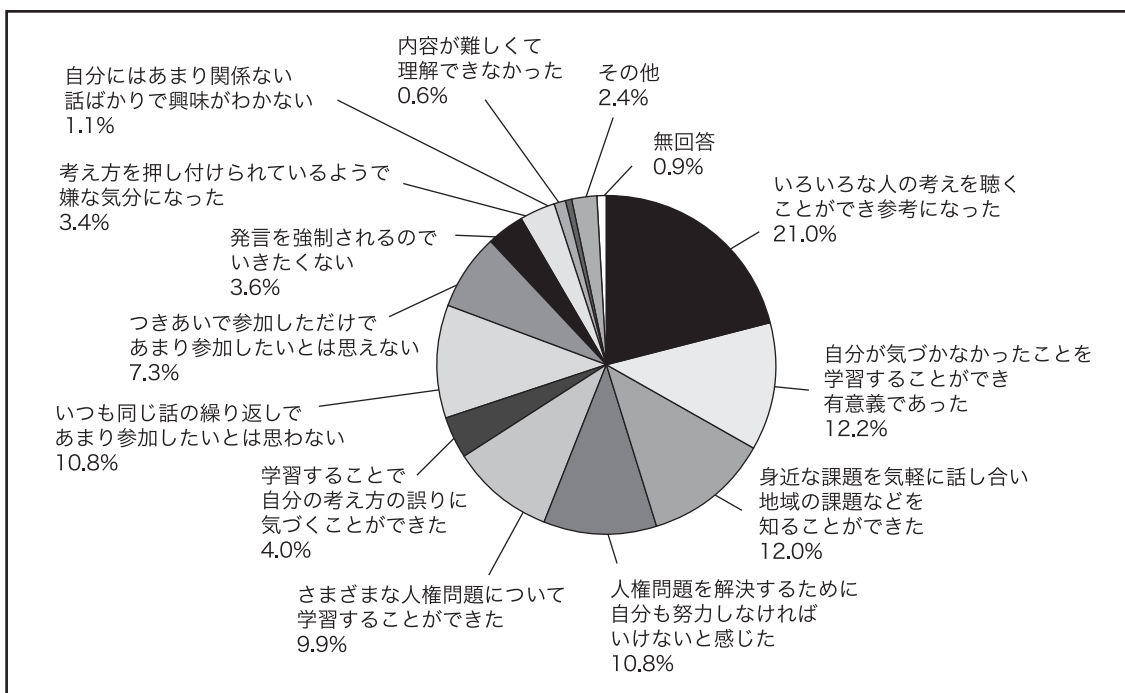
推進の方向

- 「人権尊重のまちづくり」をめざした住民学習会の充実に向け、学区の人権啓発推進組織と連携し、さらに幅広い住民の参加を促す学習会とするために、実施方法や教材等の工夫をするなど、効果的な支援に努めます。
- リーダー育成に向けた団体別研修等については、「参加体験型」の学習形態や、感性に訴える映画会やコンサートを取り入れるなど、創意工夫をしていきます。また、これらの学習会に参加した人が、住民学習会のリーダーとして活躍していくよう、学区の人権啓発推進組織と連携を図っていきます。
- 広報「ふくやま」、福山市ホームページ、公民館・コミュニティセンターだより等への啓発記事の掲載を通じて、広く市民が人権に対する理解と認識を深める機会を提供します。

市民意識調査から

1 住民学習会に参加した感想は、肯定的な意見が約7割

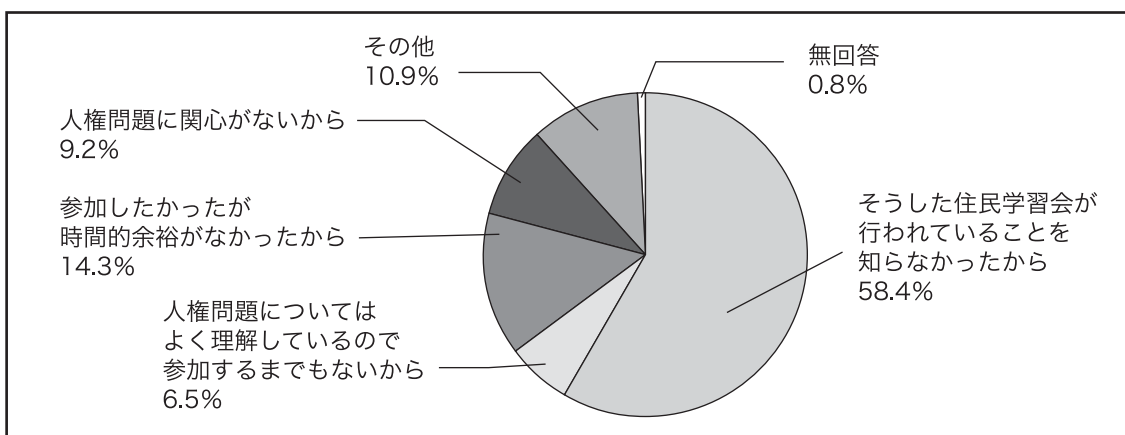
参加した感想について、「いろいろな人の考えを聴くことができ参考になった」と回答した割合が21.0%と最も高く、次いで「自分が気づかなかったことを学習することができ、有意義であった」が12.2%、「身近な課題を気軽に話し合い、地域の課題などを知ることができた」が12.0%となっています。



2 住民学習会へ参加しなかった人のうち、その理由は「知らなかった」が約6割

住民学習会へ参加しなかった理由について、「そうした住民学習会が行われていることを知らなかったから」が58.4%あります。前回調査と比較すると、24.5%のほぼ2倍以上に増加しています。

年代別で見ると、20歳代～40歳代で高い傾向があります。



② 企業啓発

現状と課題

- 地域や社会へ大きな影響力をもつ企業においては、商品やサービスの安全性や従業員の安全の確保のみならず、雇用及び職場の民主化、環境への取組、個人情報の保護など、企業の社会的責任は経済活動のグローバル化とあいまってその重要性を増してきています。
- だれもが安心して暮らせる社会のために、自然環境や安全性を守り、基本的人権を尊重するという企業姿勢を示すことが必要です。

推進の方向

- 本市では、「福山人権啓発企業連絡会※¹⁵」と連携し、さまざまな人権問題についての研修を深め、経営者及び従業員の人権意識の高揚を図り、差別のない明るい職場づくりを推進します。
- 福山公共職業安定所などの関係機関・団体と連携を図り、人権にかかわるさまざまな課題について情報提供することで、企業経営者及び従業員に人権感覚を身につける学習の機会や場の提供に努めます。

③ 各種団体などの研修

現状と課題

- 人権学習や啓発活動は、社会のあらゆる分野において積極的に推進されることが必要です。なかでも、各種団体や行政関係の委員は、大きな役割を担っています。

推進の方向

- 啓発資料・教材・学習情報の提供など学習環境の整備に努めます。
- さまざまな人権問題に取り組む団体が、その活動目的と特色を活かした人権学習や啓発活動が実施できるよう連携に努めます。

④ 行政職員研修

現状と課題

- 行政職員には、人権に関する高い見識と市民の人権を擁護する姿勢が強く求められます。また、地域住民の一人として地域での人権啓発を推進していく役割があります。

推進の方向

- 2011年（平成23年）に改定した「福山市人材育成基本方針」に基づき、職員が人権感覚を磨き、人権啓発推進の役割を果たしていけるよう、より効果的な職場研修及び職場外研修の実施に努めます。
- 職員が地域での啓発活動のリーダーとして役割を果たしていけるよう、各学区の「在住行政職員の会」に対する情報提供やリーダー研修、職員の参加促進活動などを実施するとともに、「在住行政職員の会」の研修機会の拡充や研修内容の充実を図ります。

⑤ 啓発教材の作成と活用

現状と課題

- 啓発教材は、学習内容にあわせて視聴覚教材やリーフレットの活用をはじめ、報道記事や統計を編集した資料など、各学区人権啓発推進組織が独自に作成した資料なども活用されています。
- 今後とも、幅広い人権課題に応えられる啓発教材の提供が求められています。

推進の方向

- さまざまな人権問題について、課題に対応するリーフレット、パネル等の啓発教材を作成します。また、知識のみならず感性を高める各種の視聴覚教材を選定所蔵し、さまざまな学習会・研修会での活用を図ります。

2

人権擁護の推進

現状と課題

- インターネットによる差別記載やDV，子どもに対する虐待など，依然として深刻な人権侵害事象が続いています。
- 13年連続で自殺者数が3万人を超え，うつ病などの精神疾患患者数も増加するなど，今日的な社会経済状況のなかで人々が孤立化を深めています。
- 2010年度（平成22年度）に実施した「市民意識調査」によると，実態に即した相談窓口の充実を求める回答が多数ありました。

推進の方向

- 人と人のつながりが薄れ，相談相手が少ない状況があるため，相談窓口の充実と周知に努めます。
- 個別の人権侵害に適切に対応するため，各分野における対応マニュアルを点検し，関係課の連携を進めます。
- 人権擁護委員を含めた国，県，関係機関との連携を図り，さらに実効性のある人権擁護の体制づくりに努めます。



◇ 相談・支援体制の充実と連携

現状と課題

- 人権に関する特設相談などのほかに、女性、子ども、高齢者などそれぞれの所管課や機関などを窓口として、分野ごとに専門的な対応が行われています。

しかし、今日、相談内容が複雑多様化し、分野が複合的に絡み合って支援が困難な事例が増加しています。

推進の方向

- 「相談」は、救済に向けた取組の入り口であり、「相談」体制の充実に努めます。
- 分野が複合的に絡み合う相談については、各種の連絡会議等を設けるなど窓口が相互に連携して、課題解決が図れるよう努めます。
- 人権擁護委員をはじめ、国、県などの機関との連携を図ります。

◇ 人権侵害に対する救済

現状と課題

- 子どもや高齢者に対する虐待などの表面化しにくい人権侵害は、早期発見・早期解決のため、地域や関係機関・団体等との連携が不可欠です。また、インターネットへの差別書き込みなどの、匿名性を悪用した事象が年々増加しており、抜本的解決が図られる法的整備が求められます。

推進の方向

- 各分野の対応マニュアルに沿って、関係機関等との連携を密にし、課題に対応する体制の充実を図ります。
- ボランティアなど地域の住民や団体との連携を図り、「表面化しにくい人権侵害事象」の早期発見、早期解決に向けた体制づくりを進めます。
- 相談者に対しては、課題に即して情報提供や具体的な制度適用など必要なアドバイスや支援を行い、自己実現に結びつくよう、関係する部署が連携して取り組みます。

③

分野別施策の推進

◇ 女性の人権尊重と男女共同参画社会の形成

現状と課題

- 将来にわたって活力ある豊かな社会を築いていくためには、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が不可欠です。この実現に向けて、市では、2008年（平成20年）3月に策定した「福山市男女共同参画基本計画（第2次）」に基づいて、施策に取り組んでいます。
- 男女共同参画に関する理解は少しずつ深まっていますが、一方で、固定的な性別役割分担意識※¹⁶は、改善されつつあるものの、未だに根強く存在しています。これを解消するため、男女の意識変革を促進していくことが重要です。
- 女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。男女間におけるあらゆる暴力を根絶するための対策を推進する必要があります。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、男女が家庭、職場、地域においてバランスのとれた生活ができるようにすることが重要です。これにより、男女がともに家庭生活や地域生活に参画できるようになるとともに、だれもが働きやすい職場環境の整備につながります。
- さまざまな人の立場を考慮した政策等の立案・実施のためには、多様な考え方や能力を活かす必要があります。立案・決定過程への女性の参画を拡大していくことが重要です。

推進の方向

① 男女の人権の尊重

- 男女の意識変革を促進するよう、啓発活動を積極的に展開します。男女共同参画の視点に立った家庭や学校、地域における教育・学習を充実し、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりに努めます。
- DV、セクシュアル・ハラスメント※¹⁷、性犯罪など男女間におけるあらゆる暴力の根絶とその防止対策、あわせて相談・支援体制の充実を図ります。

② 家庭生活，職業生活とその他の活動の両立支援

- 男女が育児・介護等の家庭生活，職業生活とその他の活動のバランスを図り，生涯を通じて充実した生活が送れるよう環境整備に取り組みます。

③ あらゆる分野への男女共同参画の促進

- 政策等の立案決定過程への男女共同参画の促進を図るため，市が設置する審議会等への女性の参画を推進するよう努めるとともに，引き続き，女性の人材発掘・育成に努めます。

福山市男女共同参画基本計画の体系

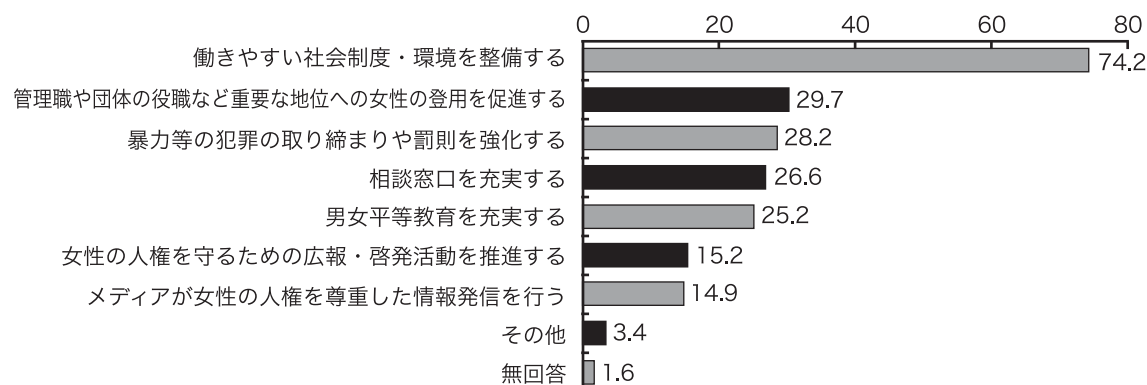
実現すべき姿：一人ひとりが個性と能力を生かせるまち

- 基本目標
- 1 男女の人権の尊重
 - 2 家庭生活，職業生活とその他の活動の両立支援
 - 3 あらゆる分野への男女共同参画の促進

市民意識調査から

女性が尊重されるためには？

「働きやすい社会制度・環境を整備する」と回答した割合が74.2%と最も高く，次いで「管理職や団体の役職など重要な地位への女性の登用を促進する」(29.7%)，「暴力等の犯罪の取り締まりや罰則を強化する」(28.2%)の順となっています。



◇ 子どもの人権尊重と育成支援に向けたまちづくり

現状と課題

- 児童虐待や子どもを対象とした犯罪などに対しては、子どもの安心・安全を最優先に、家庭や地域、学校などの関係機関と連携して、社会全体で取り組む必要があります。
- 子どもの健全育成の推進や安心して子どもを産み育てることができるような環境整備が必要です。

推進の方向

① 子どもの人権に関する啓発と豊かな心を育む教育

- すべての子どもが性別・国籍・障がいの有無等にかかわらず、自らをかけがえない存在であると実感し、また友だちも大切にできる豊かな心を育てる保育・教育を実践します。
- 保育や幼児教育の充実、豊かな心を培う学校教育の推進、さまざまな生活体験の機会と場の充実などに取り組みます。

② 子どもを虐待から守る取組

- 2008年（平成20年）に児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」（児童虐待防止等ネットワーク）を立ち上げており、関係機関・団体と連携しながら、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組めます。

③ 子どもの安全確保対策

- 地域・行政・警察等が連携し、安心して暮らせる安全なまちづくりをめざして、地域で取り組まれているさまざまな防犯活動を進めます。

④ 子育てしやすい環境づくり

- 「みんなで創る 子育て^{ナンバー}NO. 1 ^{ワン} ONLY ^{オンリー} 1 ^{ワン}のまち ふくやま」を基本理念に掲げ、子育て家庭やそれを取り巻くすべての地域住民が、ともに子育てに喜びを感じ、いきいきと心豊かに暮らすことができるまちづくりを推進します。

⑤ 青少年の健全育成

- 行政、家庭、学校、地域等がお互いに連携し、それぞれの責任と役割を果たすなかで、青少年の健全育成に取り組めます。

福山市次世代育成支援対策推進行動計画の体系

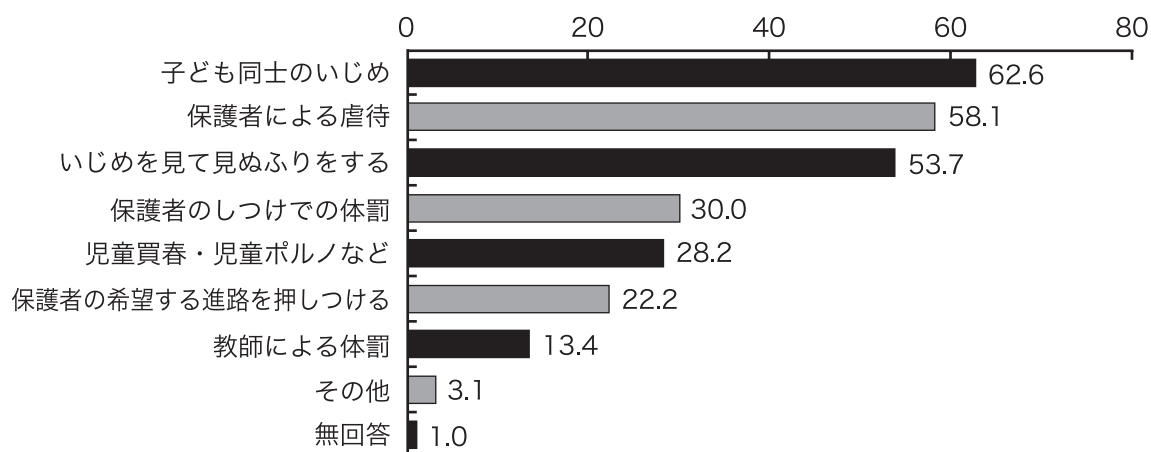
基本理念：みんなで創る 子育てNO. 1 ONLY 1のまちづくり ふくやま

- 基本目標
- 1 みんなで創る 新しい生命に出会い 育てる幸せを実感できるまち
 - 2 みんなで創る 子どもが希望をもって いきいきと育つ喜びのあるまち
 - 3 みんなで創る 心と心で支え合う やさしさあふれる子育てのまち

市民意識調査から

子どもが尊重されていないと思うのはどのような場面か？

「子ども同士のいじめ」と回答した割合が62.6%と最も高く、次いで「保護者による虐待」(58.1%)、「いじめを見て見ぬふりをする」(53.7%)の順となっています。



◇ 高齢者の人権尊重と高齢社会を支えあう地域づくり

現状と課題

- すべての人が年齢に関係なく個人として尊重され、個性や経験を活かし、尊厳をもって生きることができる社会をつくることが求められています。
- 2009年（平成21年）3月に策定した「福山市高齢者保健福祉計画2009」に基づき、高齢者保健福祉施策を総合的・計画的に推進してきました。
- 一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者、介護を必要とする高齢者等が増加する一方、元気な高齢者や活動・就労意欲の高い高齢者も増加していくことが見込まれます。
- 支援を必要とする高齢者の増加や要介護等の多様化に対応するため、施策の拡充及び重点化が必要となっています。

推進の方向

① 一人ひとりが自立した社会の構築

- 高齢者が主体的に自己の生き方を決定し、多様なライフスタイルを実践していくことができる環境づくりを進めます。
- 生涯現役の観点から、高齢者がさまざまな分野で若い世代とともに活躍できるよう、生きがいづくりや就労を促進します。
- 高齢者がボランティアやまちづくりなどの活動に積極的に参画できる仕組みの構築や、生きがいをもって社会で活躍する高齢者の支援を推進します。

② 生涯にわたる健康づくり、介護予防の推進

- 高齢者が健やかな生活を送るためには、日ごろから健康づくり（疾病予防）に取り組むとともに、要支援・要介護状態の予防、改善、重度化の防止が必要です。保健事業の充実をはじめ、介護予防サービスの提供、多様な地域支援事業などの充実に取り組めます。

③ 住み慣れた地域で安心して暮らせる地域生活支援(地域ケア)体制の整備

- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、持っている能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。
- 住民、関係団体などと市との協働による地域の介護力や、住民同士の共助の仕組みなどの「地域力」で高齢者の生活支援に取り組みます。

福山市高齢者保健福祉計画の体系

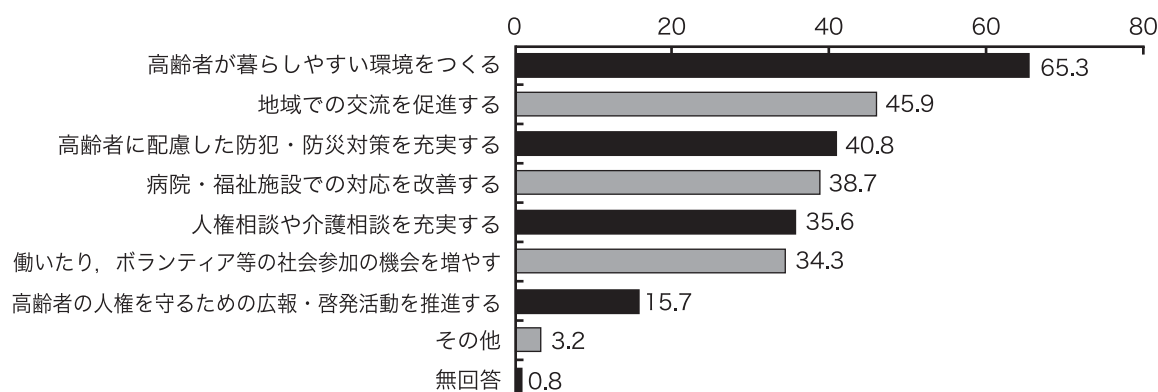
基本理念：高齢者の人権が尊重され、健やかで自立し安心して暮らせる
共生のまち福山をめざして

- 基本的な政策目標
- 1 高齢者が自立し、生きがいを持って暮らせる社会の構築
 - 2 生涯にわたる健やかな生活を支援する施策の推進
 - 3 地域包括ケアシステムの構築

市民意識調査から

高齢者が尊重されるためには？

「高齢者が暮らしやすい環境をつくる」が6割を超えており、「地域での交流を促進する」、「高齢者に配慮した防犯・防災対策を充実する」が約4割あります。



◇ 障がい者の人権尊重と共に生きるまちづくり

現状と課題

- 2006年度（平成18年度）「福山市障がい者保健福祉総合計画」を策定し、障がい者福祉施策を積極的に推進しています。
- 障がいや障がい者に対する理解は未だ不十分です。階段や玄関の段差など物理的バリア（障壁）や、資格取得などにおける資格要件などの制度的バリア、手話通訳の不足などの情報バリア、偏見や差別、障がい者への配慮の不足などの心理的バリアの解消が大きな課題となっています。さまざまなバリアを取り除くとともにユニバーサルデザインのまちづくりを推進することが重要です。
- 障がい者の「自己実現」のために、地域で自立した暮らしを支える仕組みや体制が必要です。
- 障がい者の人権が尊重され、「互いに支え合い 生きる喜びがあふれる 共生のまち 福山」をめざす取組が必要です。

推進の方向

① 障がい者への理解を深める取組

- 障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重し支え合うことができるよう、障がい者への偏見や差別を取り除くための人権教育・啓発、福祉教育を推進するとともに、共に活動する機会を提供します。

② 保健福祉サービスの充実

- 希望する保健・福祉サービスを自ら選択し、より質の高いサービスが受けられるよう、保健・医療の充実や生活支援体制の整備、各種サービスの充実を図ります。

③ 保育・教育の充実

- 児童一人ひとりのニーズに応じた支援、ライフステージに対応した療育・保育・教育を推進するとともに、環境の整備に努めます。

④ 自立と社会参加の促進

- 障がい者の意思が尊重され、地域で自立して自己実現が図られるよう意思決定を支援する体制の整備を進めます。
- 就労機会の確保や職業能力の開発、福祉的就労の場を充実し、経済的に自立した生活を営むための条件づくりを推進します。
- スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動などを促進し仲間づくりや生きがいづくり、地域とのつながりを深める活動を通じて障がい者の社会参加を促進します。

⑤ 暮らしやすい環境の整備

- 地域で安心して生活することができる環境づくりのため、市民との協働による地域福祉活動を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方をふまえた環境づくりを推進します。

福山市障がい者保健福祉総合計画の体系

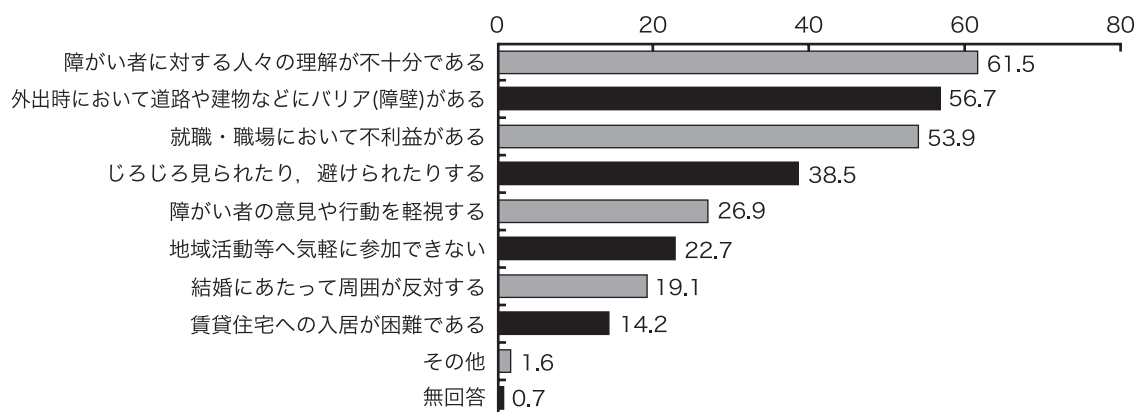
基本理念： 障がいのある人の人権が尊重され 互いに支え合い
生きる喜びがあふれる 共生のまち 福山をめざして

- 基本目標
- 1 地域社会で自立し安心して生活するために
 - 2 いきいきと学び、健やかに過ごすために
 - 3 ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるために

市民意識調査から

障がい者が尊重されていないと思うのはどのような場面か？

「障がい者に対する人々の理解が不十分である」と回答した割合が61.5%と最も高く、次いで「外出時において道路や建物などにバリア（障壁）がある」（56.7%）、「就職・職場において不利益がある」（53.9%）の順となっています。



◇ 同和問題の正しい理解と差別のないまちづくり

現状と課題

- 2006年（平成18年）に「人権施策基本方針」を策定し、諸施策の総合的・計画的な推進に努めてきました。
- 2010年度（平成22年度）に実施した「市民意識調査」、コミュニティセンター事業として行った「同和地区実態把握」からは、取組の成果が裏付けられた一方、同和地区の生活・経済基盤などの不安定な状況や、高齢者の生活実態面における課題、また、同和問題に対する市民の意識面での課題などが明らかとなりました。
- 司法書士をはじめ有資格者に与えられた職務上請求書を悪用し、戸籍謄本等を不正取得するなど、人権侵害につながる事件が相次いで発覚しています。
- インターネット上での同和地区名や個人名をあげた差別記載など、差別事件は今なお後を絶たない状況があります。また、同和問題の解決を妨げている「えせ同和行為※¹⁸」なども、依然として発生しています。
- 差別意識の解消に向けた人権教育・啓発の積極的な推進や、理解を深めるための住民学習会を促進し、「差別を許さない」態度を醸成することが必要です。
- 差別事件に対する的確な対応を継続的に図る必要があります。

推進の方向

① 同和問題に関する市民の理解を深める取組

- さまざまな人権問題と同和問題との関わりを理解することを通じて、人権文化が根付いた地域づくりにつながる人権教育・啓発を推進します。
- 「えせ同和行為」への対応と正しい理解を深める取組を推進します。

② 差別事件への取組

- 部落差別は、被差別者の夢や希望を奪い自己実現を阻むものであり、被差別者の救済を第一義として、行為者への啓発や再発防止へ向けた取組を図るとともに、その成果を教材化し施策に活かします。
- 戸籍謄本等の不正取得に対しては、効果的な防止策を検討し、施策に活かす取組を行います。
- インターネット上の差別記載については、迅速な削除要請を行うとともに、国の人権擁護機関と連携し、解決に努めます。

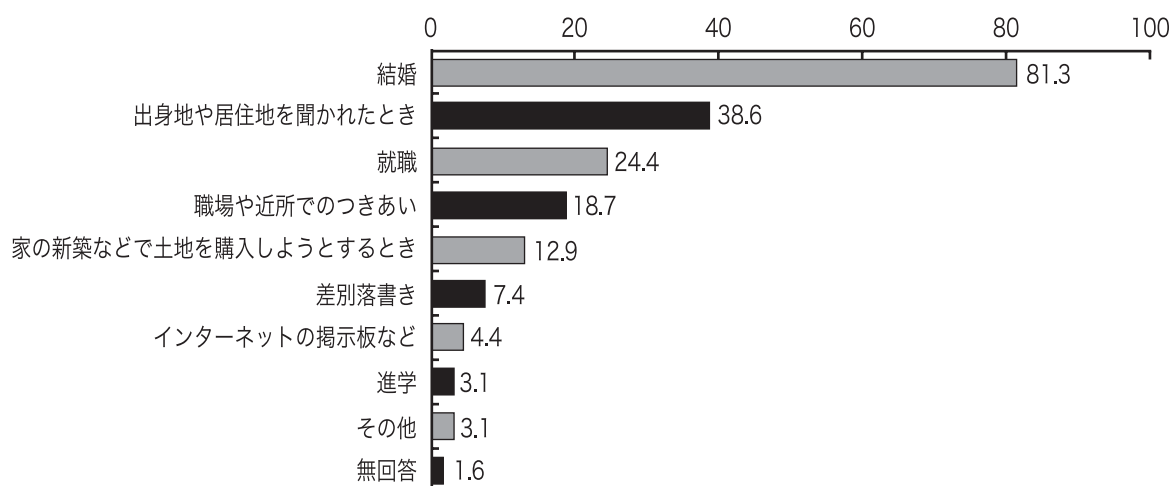
③ 自己実現を支援する取組

- 就労、教育、保健福祉などすべての分野を包括した総合的な相談事業を施策の柱として、自己実現のための支援に取り組みます。
- 関係機関と連携してきめ細かな職業相談や、「生きる力」を育む学力の充実、また、個人の実情に即した保健福祉サービスの提供などに取り組みます。

市民意識調査から

同和地区出身者に関する人権問題がある場面は？

「結婚」の81.3%が他の項目より高く、「出身地や居住地を聞かれたとき」が38.6%，続いて「就職」の24.4%，「職場や近所でのつきあい」18.7%となっています。「結婚」は前回調査の78.5%より約3ポイント，「職場や近所でのつきあい」は前回調査の11.1%より約8ポイント，それぞれ増加しています。



◇ 外国人市民の人権と多文化共生のまちづくり

現状と課題

- 市内の外国人登録者数は、2011年（平成23年）12月末には6,400人を超え、本市人口の約1.4%を占めます。近年は企業で働くための技能実習生が増加している状況があり、特に中国人、フィリピン人、ベトナム人が増えています。また、戦前・戦後の経過の中で日本に定住した韓国・朝鮮人、日系人の入国要件を緩和した国の政策によって来日したブラジル人も一定の割合を占めています。
- ここ10年間で外国人市民※¹⁹の国籍別の構成が大きく変動する中、国際結婚による子どもたちも増加し、国籍は日本であっても外国で生まれ育った人など、異なる文化を持つ人もいます。
- 中国残留孤児の肉親調査や帰国施策によって帰国した「中国帰国者」やその家族のように、国籍の選択やことばの違いなどさまざまな問題を抱えている人もいます。
- 民族をはじめ文化や習慣の異なるさまざまな人が地域の一員として受け入れられ、安心して暮らせるまちづくりが求められています。本市では、2009年（平成21年）4月に「福山市国際化推進プラン」を策定し、諸施策の推進に取り組んでいます。

推進の方向

① 異文化に対する相互理解のための事業の充実

- 国籍や文化の違いを超えて、お互いの個性を尊重し合い、共生の精神を持った、だれもが住み良い社会づくりを推進します。

② 外国人市民の生活を支援するための情報提供、相談事業の充実

- 外国人市民にとっても住みやすく、活動しやすい環境づくりのために、日常生活上必要とされるさまざまな情報を、容易に入手する仕組みを整備していきます。また、相談事業についても充実を図ります。

③ ボランティア団体やNPO等との協働による多文化共生のまちづくり

- 外国人市民を支援するボランティア団体やNPOと協働し、地域で生活する外国人市民が地域社会の一員として受け入れられ、日常生活で不便や困難を生じることがなく安心して生活できる、暮らしやすいまちづくりを進めます。

「福山市国際化推進プラン」の体系

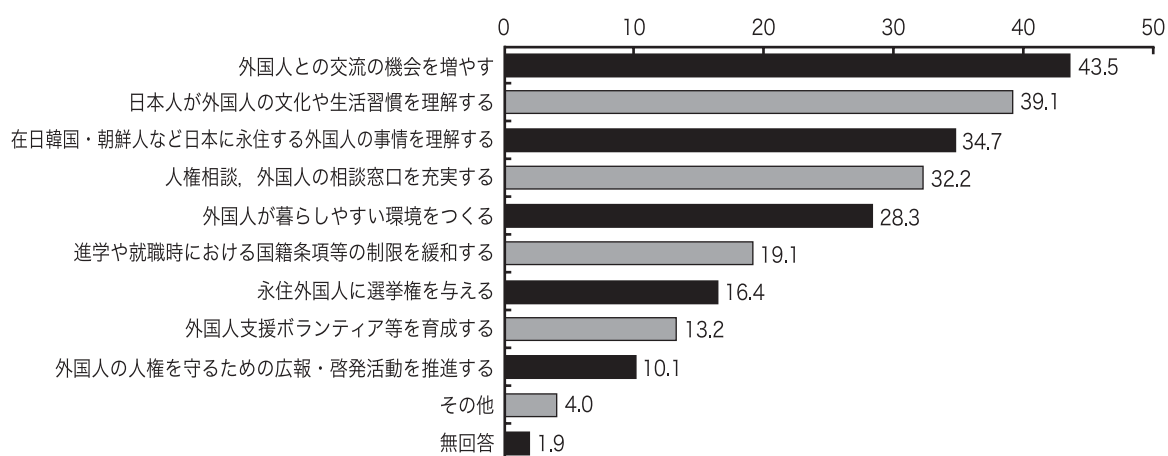
基本理念：市民が世界の人々とともに生きるまち

- 基本目標
- 1 人権尊重と国際理解の推進
 - 2 だれもが暮らしやすいまちづくりの推進
 - 3 多文化共生のまちづくりの推進
 - 4 市民との協働による国際交流の推進
 - 5 世界とつながる地域社会の実現

市民意識調査から

外国人が尊重されるためには？

「外国人との交流の機会を増やす」が最も多く、次に「日本人が外国人の文化や生活習慣を理解する」、「在日韓国・朝鮮人など、日本に永住する外国人の事情を理解する」、「人権相談、外国人の相談窓口を充実する」が3割台で続いています。



【外国人登録国籍別人口表】・・・・・・・・・・2011年（平成23年）12月末現在 市民課調

国 籍	人 数
中国	3, 0 8 3 人
韓国・朝鮮	9 8 7 人
フィリピン	8 8 0 人
ブラジル	5 9 2 人
ベトナム	4 2 0 人
その他の国	5 0 3 人
合計	6, 4 6 5 人

◇ 高度情報化社会における人権問題

現状と課題

- 2002年（平成14年）8月、住民サービスの向上と行政事務の簡素化・効率化を目的として「住民基本台帳ネットワークシステム」が稼動しました。セキュリティ確保のためのさまざまな措置が講じられており、稼動以来、セキュリティ対策の徹底と研修会を継続的に実施しています。
- 1990年（平成2年）10月、本市は「福山市個人情報保護条例」を施行し、その後、2005年（平成17年）4月、国において「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）が全面施行されたことに伴い個人情報の重要性について、市民の認識が高まっています。
- インターネットの普及により、多くの人々がさまざまな情報を瞬時に享受することができるようになりました。一方、発信者の匿名性を悪用して、掲示板等に人権を侵害する書き込み等が増加し、差別を助長しています。
- 2002年（平成14年）に「プロバイダ責任制限法※²⁰」が施行され、これに関連して「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」が策定され、重大な人権侵害で被害者自身が被害の回復を図ることが困難な場合に、法務省人権擁護局や全国の法務局がプロバイダ等に削除の依頼をすることができることになりました。
- 人権侵害情報の発信そのものに規制がないため、個人情報や同和地区名をあげた書き込みが後を絶ちません。本市は、こうした記載が発見され次第、掲示板の管理者に対して削除要請をしていますが、すべて事後処理のため、根本的な防止策となる法制度の整備について国に対して要望しています。
- 高度情報化社会の中であって利便性が向上する一方で、利用者のモラルを高めることも必要です。

推進の方向

① 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策

- データの漏えい、改ざん等を防止するため、ネットワークには専用回線を使用するとともに、送信情報の暗号化や不正侵入防止装置（ファイアーウォール）を設置しています。また、個人情報保護意識の向上と、安全性・正確性の確保については、引き続き各課に情報管理の責任者を配置し、関係職員の研修を行います。

② インターネット利用上のモラル向上に向けた教育・啓発の推進

- インターネットにおける人権侵害の現状を示しながら、インターネットの利用にあたっては人権尊重を基本とするよう教育・啓発を進めます。

③ 国等関係機関への法制度整備の要望

- 国に対し、インターネット上の人権侵害情報発生 of 未然防止や即時削除、被害者救済等についての十分な措置を定めた法制度の整備を図ることを要望していきます。

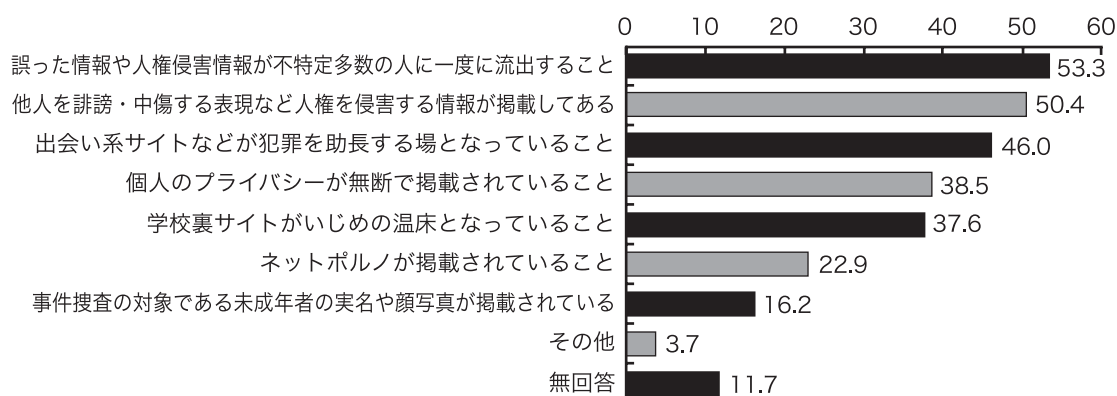
④ 人権侵害情報の早期発見、削除要請の取組

- 現状の中で可能な対応として、早期発見とその掲示板の管理ルールに則った削除要請に努めます。

市民意識調査から

インターネットにおける人権問題にはどんな問題がありますか？

「誤った情報や人権侵害情報が、不特定多数の人に一度に流出してしまうこと」と回答した割合が53.3%と最も高く、次いで「他人を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する情報が掲載されていること」(50.4%)、「出会い系サイトなどが犯罪を助長する場となっていること」(46.0%)の順となっています。



◇ さまざまな人権問題の解決

現状と課題

- エイズ患者やH I V感染者、ハンセン病患者や元患者等が、周囲の人々の誤った知識や偏見などにより、日常生活や、職場、医療現場などで差別やプライバシー侵害などを受け、社会問題となっています。感染症によって、いわれのない差別や偏見を受けることがないように、感染症に関する正しい知識の普及や理解の促進を図ることが大切です。
- ホームレスについては、本市調査によると2003年度（平成15年度）をピークに減少傾向を示していますが、今後の経済雇用情勢によっては、新たなホームレスを生む可能性もあります。野宿生活を脱し地域社会の一員として社会生活が送れるように、自己実現の達成に向けて支援することが基本です。今後とも関係機関や市民活動との連携を図りながら、住宅・医療・就労などの面で総合的な取組を進めていく必要があります。
- 刑を終えて出所した人、犯罪被害者、アイヌの人々、婚外子、同性愛者、性同一性障がい者※²¹などに対する人権問題や、自殺問題、北朝鮮拉致問題など社会情勢の変化にともなって顕在化してきた人権問題への対応も必要となっています。

推進の方向

① エイズ患者やH I V感染者、ハンセン病患者や元患者の問題に関する教育・啓発活動、相談・支援体制の充実

- エイズ患者やH I V感染者、ハンセン病患者や元患者などへの偏見や差別をなくすため、感染症などに関する理解を深める教育・啓発活動、相談・支援体制を充実させていきます。

② ホームレスの自立支援

- ホームレスの自立を支援するため、関係機関や市民活動との連携を図りながら援護施策を進めます。

③ 刑を終えて出所した人、犯罪被害者、アイヌの人々、婚外子、同性愛者、性同一性障がい者などの人権問題への対応

- これらの人権問題については、それぞれの問題の解決へ向けた啓発に取り組むとともに必要な施策の検討を進めます。

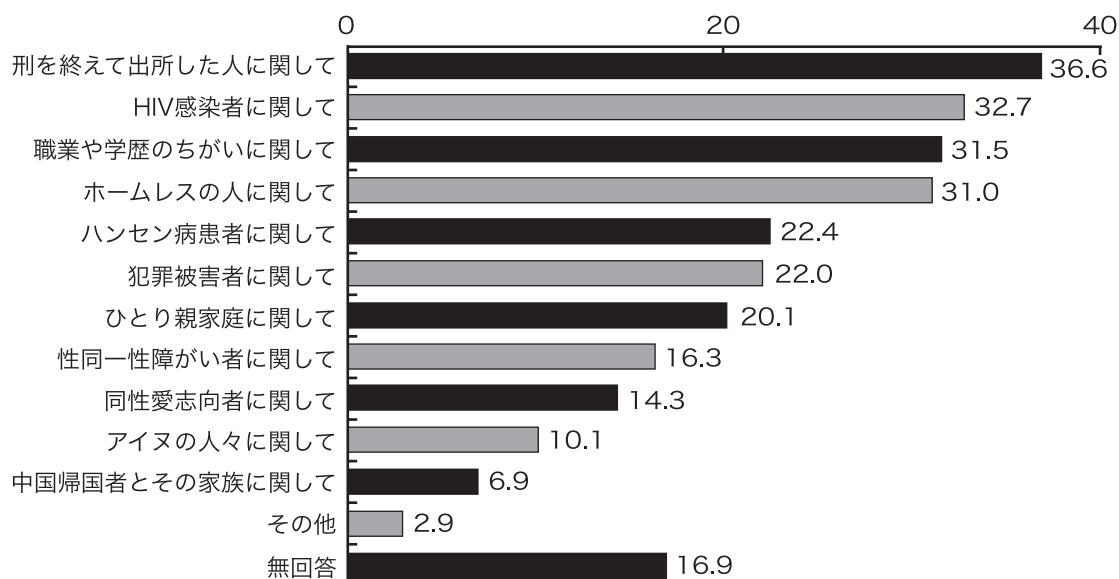
④ 新たな人権問題の性質や状況に応じた施策の検討

- 社会情勢の変化などにより新たに生じる人権問題については、それぞれの問題の性質や状況に応じて、その解決に向けた施策の検討を進めます。

市民意識調査から

これまで聞いたもの以外にどんな人権問題があると思いますか？

「刑を終えて出所した人に関して」と回答した割合が36.6%と最も高く、次いで「HIV感染者に関して」(32.7%)、「職業や学歴のちがいに関して」(31.5%)の順となっています。



用語解説

※1 「世界人権宣言」

人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、1948年（昭和23年）の第3回国連総会において採択されました。

なお、1950年（昭和25年）の第5回国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。

※2 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、または親密な関係にあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。

※3 「国際人権規約」

「世界人権宣言」の精神を具体化し、法的拘束力を持たせるため、国連が1966年（昭和41年）に採択したA規約（社会権規約）とB規約（自由権規約）及び二つの選択議定書の総称です。"人権に関する世界の憲法"ともいわれています。

わが国はA規約とB規約についてのみ1979年（昭和54年）に批准しました。

※4 「人種差別撤廃条約」

「世界人権宣言」の基本精神に基づいて1965年（昭和40年）国連で採択されました。

わが国は1995年（平成7年）12月、世界で146番目に加入し、1996年（平成8年）1月から発効しています。批准にあたって政府は「部落差別は条約の範囲に含まれないと解釈している」とし、「差別扇動の禁止」の項目については留保するなど、この条約の精神や採択された意義から見ると多くの課題が残されています。

※5 「31の条約」

国連が採択した人権関係諸条約一覧表参照

※6 「国際人権年」

1963年（昭和38年）の第18回国連総会は世界人権宣言採択20周年にあたる1968年（昭和43年）を国際人権年と指定し、国際人権会議をテヘランにおいて開催しました。

わが国も上記国際人権会議に積極的に参加するとともに、国内的にも、1968年（昭和43年）12月10日の「人権デー」に国際人権年に関する総理特別メッセージを発出したほか、主要行事として国際人権年記念式典を挙行了しました。

※7 「人権教育のための世界プログラム」

「人権教育のための国連10年」に続く継続的な世界的枠組みとして2004年（平成16年）の国連総会で採択されました。「世界プログラム」では、その取組の第1段階として、2005年（平成17年）から2007年（平成19年）までの3年間に、世界のすべての国で、初等・中等教育段階で人権教育が実施されることとなりました。なお、第1段階は2年間延長され、2009年（平成21年）に終了し、その後、2010年（平成22年）から2014年（平成26年）までの5年間で第2段階とされ、高等教育とあらゆるレベルにおける教員・教育者・公務員・法執行官・軍関係者の人権研修に重点が置かれることとなりました。

※8 「人権の主流化」

2005年（平成17年）国連のアナン事務総長（当時）が、国連改革の一環として国連活動の柱の一つである「人権」をふまえて、国連の全ての活動で人権の視点を強化する考え（「人権の主流化」）を提唱し、同年国連特別首脳会合で正式に決定。翌2006年（平成18年）「人権委員会」を改変し「国連人権理事会」が創設されました。

※9 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」・「人権教育・啓発に関する基本計画」

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」は2000年（平成12年）12月に施行されました。この法律は、人権の擁護に資することを目的に、人権教育・啓発の推進に係る国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めたものです。

また、2002年（平成14年）年3月には、同法第7条の規定に基づき、法務省及び文部科学省が中心となって、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、国の人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進施策についての指針が示されました。

※10 「人権擁護推進審議会」の答申

2001年（平成13年）5月、人権擁護推進審議会は、法務大臣に「人権救済制度の在り方について」を答申しました。

※11 「新たな人権擁護機関の設置についての基本方針」（法務省）

法務省の政務三役は、2011年（平成23年）8月2日、「新たな人権救済機関の設置について（基本方針）」（以下「基本方針」という。）を発表しました。

「基本方針」は、「人権委員会」の呼称を用いる新たな国内人権機関設置に向けた具体的な一歩となるものです。

※12 「人権文化」

1994年（平成6年）、国連が定めた「人権教育のための国連10年行動計画」の中で明らかにされたもので、あらゆる人によって人権問題が語られる状況を世界各地につくりあげることです。

すべての市民の個の尊重と自己実現の伸長が図られるよう、「だれもが自己実現のための努力を他に妨げられることなく、また、妨げることのない地域社会」、「人権侵害を許さない意識が醸成され、人権意識を基底とした行動が日常化された地域社会の実現」のためには、あらゆる場において人権教育が進められなければなりません。

※13 ユニバーサルデザイン

すべての人のためのデザインという意味です。私たちが生活していくうえで、性別や年齢・国籍・障がいの有無など、人々のさまざまな個性や違いを超えて、すべての人が暮らしやすい、まちづくり・ものづくり・人づくり・環境づくりなどを行っていかうとする考え方です。

アメリカの建築家で、ノースカロライナ州立大学の教授ロナルド・メイスが提唱しました。

※14 NPO

行政、企業とは別に社会的活動を行う民間非営利団体を指す呼称です。利潤追求や利益配分を行わず、自主的、自発的に公益的な活動を行う民間組織、団体のことで、営利企業とは区別して理解され、法人格を持つ組織と、法人格を持たない組織があります。

本市では99のNPO法人が活動しています。（2011年（平成23年）12月末日現在）

※15 「福山人権啓発企業連絡会」

企業の立場から人権にかかるあらゆる問題の解決に向け、研修を深め、もって経営者及び従業員の人権意識の高揚を図り、差別のない明るい職場づくりに資することを目的にしています。1969年（昭和44年）織物工業会をはじめとする市内にある各種協同組合を中心として設立されました。

2011年（平成23年）12月末日現在、会員数は305社を数え

- 1 雇用及び差別のない明るい職場づくり
- 2 企業内人権問題研修の推進
- 3 「えせ同和行為」の排除

などを主な事業目的として活動しています。

※16 「固定的な性別役割分担意識」

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」，「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

※17 「セクシュアル・ハラスメント」

「性的いやがらせ」のこと。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることです。

男女雇用機会均等法においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」をいいます。

※18 「えせ同和行為」

同和〇〇会などと名乗り、市民の同和問題に対する認識不足や社会に存在する差別意識を利用し、高価な書籍を強引に販売するなどして不当な利益を得ようとする行為です。部落解放運動がこれまで築いてきた信頼を失墜させるばかりか、長年培ってきた同和教育・啓発活動を覆すことになり、同和問題の解決を阻む差別行為です。

※19 「外国人市民」

市内には、日本国籍を有していても異なる文化を持つ人や、外国籍を有していても日本語を話し日本語を理解している人など様々な人が住んでいます。

「福山市国際化推進プラン」では、言葉や文化の違いから起こる様々な課題解決を図るため、幅広い視点に立って、日本国籍の有無にかかわらず、外国で生まれ育った人、中国帰国者、国際結婚により生まれた人、帰化した人など、外国文化を背景に持つ人を「外国人市民」と表現しています。

※20 「プロバイダ責任制限法」

インターネットや携帯電話の掲示板などで誹謗中傷を受けたり，個人情報に掲載されて個人の権利が侵害されるなどの事案が発生した場合，プロバイダ（電気通信事業者の内，インターネット接続サービスを提供するもの）が負う損害賠償の範囲や，情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律です。

※21 性同一性障がい者

自分が身体的，社会的にどちらの性別であるかを認識していながら，精神的には自分自身の身体的，社会的な性別に違和感を抱き，または反対の性別に属していると感じ，それにより強い精神的な葛藤を覚えるという，精神の性別と生れ育てられてきた性別との間に生じる適応障害です。

2004年（平成16年）に「性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律」が施行され，戸籍上の性別を精神の性に合わせて変更できるようになりました。

国連が採択した人権関係諸条約一覧

※番号の○は日本が批准している条約

※名称の後の * は仮称

番号	条 約 名 称	採択年	発効年	日本の 批准年
①	「国際人権規約A規約」経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	1966	1976	1979
2	経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約の選択議定書	2008	—	
③	「国際人権規約B規約」市民的及び政治的権利に関する国際規約	1966	1976	1979
4	市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書*	1966	1976	
5	市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書(死刑廃止)*	1989	1991	
⑥	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	1965	1969	1995
7	アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約*	1973	1976	
8	スポーツ分野における反アパルトヘイト国際条約*	1985	1988	
⑨	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	1979	1981	1985
10	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書*	1999	2000	
11	集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約*	1948	1951	
12	戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約*	1968	1970	
13	奴隷（改正）条約 (1926年の奴隷条約*) (1)1926年の奴隷条約を改正する議定書* (2)1926年の奴隷条約の改正条約	1926 1953 1953	1927 1953 1955	
14	奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約*	1956	1957	

⑮	人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949	1951	1958
⑯	難民の地位に関する条約	1951	1954	1981
⑰	難民の地位に関する議定書	1967	1967	1982
18	無国籍の削減に関する条約*	1961	1975	
19	無国籍者の地位に関する条約*	1954	1960	
20	既婚婦人の国籍に関する条約*	1957	1958	
⑰	婦人の参政権に関する条約	1953	1954	1955
22	婚姻の同意、最低年齢及び登録に関する条約*	1962	1964	
⑳	拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	1984	1987	1999
24	拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する選択議定書*	2002	2006	
㉑	児童の権利に関する条約	1989	1990	1994
㉒	武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書	2000	2002	2004
㉓	児童売買、児童買春および児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書	2000	2002	2005
28	全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約*	1990	2003	
29	障害者権利条約*	2006	2008	
㉔	障害者権利条約選択議定書*	2006	2008	
㉕	強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約	2006	2010	2009

「国際の10年」

年 代	事 項
1995～2004	世界の先住民の国際の10年
1995～2004	国連人権教育の10年
1997～2006	貧困撲滅のための国連の10年
2001～2010	開発途上国，特にアフリカにおけるマラリア撲滅の10年
2001～2010	第2次植民地撤廃のための国際の10年
2001～2010	世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際の10年
2003～2012	国連識字の10年：すべての人に教育を
2005～2014	国連持続可能な開発のための教育の10年
2005～2015	「命のための水」国際の10年

「国際年」（人権に関わるもの）

年 代	事 項
1959年～1960年	世界難民年
1968年	国際人権年
1970年	国際教育年
1971年	人種差別と闘う国際年
1975年	国際婦人年
1978年～1979年	国際反アパルトヘイト年
1979年	国際児童年
1981年	国際障害者年
1982年	南アフリカ制裁国際年
1985年	国際青少年年
1985年	国連年
1986年	国際平和年
1987年	家のない人々のための国際居住年
1990年	国際識字年
1993年	世界の先住民の国際年
1994年	国際家族年
1995年	国連寛容年
1995年	第二次世界大戦の犠牲者を記念する世界年

1996年	貧困撲滅のための国際年
1999年	国際高齢者年
2000年	平和の文化のための国際年
2001年	人種主義，人種差別，排外主義，不寛容に反対する動員の国際年
2004年	奴隷制との闘争とその廃止を記念する国際年
2008年	国際言語年
2009年	国際和解年
2010年	文化の和解のための国際年



国内外のこれまでの取組

国連（機関）・諸外国

年 代	事 項
1948年（昭和23年）	「世界人権宣言」採択
1965年（昭和40年）	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」採択
1979年（昭和54年）	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択
1991年（平成 3年）	「高齢者のための国連原則」決議
1989年（平成 元年）	「児童の権利に関する条約」（国連総会）採択
1994年（平成 6年）	「人権教育のための国連10年」採択
2004年（平成16年）	「人権教育のための世界プログラム」採択
2006年（平成18年）	「人権の主流化」 「国連・障害者の権利に関する条約」採択

国内

年 代	事 項
1947年（昭和22年）	「日本国憲法」施行
1965年（昭和40年）	「同和対策審議会」答申
1969年（昭和44年）	「同和対策事業特別措置法」施行
1986年（昭和61年）	「男女雇用機会均等法」施行
1995年（平成 7年）	「高齢社会対策基本法」施行 「障害者基本法」施行
1999年（平成11年）	「男女共同参画社会基本法」施行
2000年（平成12年）	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」策定 「人権擁護推進審議会」答申 「児童虐待の防止等に関する法律」施行

2001年（平成13年）	「人権擁護推進審議会」（人権救済制度の在り方について）答申 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
2002年（平成14年）	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）施行 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
2003年（平成15年）	「次世代育成支援対策推進法」施行
2005年（平成17年）	「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 「高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」策定 「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）施行
2008年（平成20年）	「高齢者の医療の確保に関する法律」施行
2010年（平成22年）	「男女共同参画基本計画（第3次）」策定
2011年（平成23年）	「新たな人権擁護機関の設置についての基本方針」（法務省）策定

福山市

年 代	事 項
1969年（昭和44年）	「福山市企業民主化経営者連絡協議会」（現「福山人権啓発企業連絡会」）結成
1970年（昭和45年）	「福山市社会同和教育推進協議会」（現「福山市人権啓発推進連絡協議会」）結成
1972年（昭和47年）	「福山市同和対策審議会」答申 「福山市同和対策長期総合計画」策定
1980年（昭和55年）	地域別住民学習会始まる
1984年（昭和59年）	「平和非核都市福山宣言」採択
1990年（平成 2年）	「福山市個人情報保護条例」施行
1994年（平成 6年）	「福山市障害者保健福祉施策基本構想」策定
1995年（平成 7年）	「ふくやま女性プラン」策定
1998年（平成10年）	「福山市人権啓発推進方針」策定

2000年（平成12年）	「福山市同和対策審議会」答申 「福山市同和行政基本方針」策定 「福山市人権啓発推進方針実施計画」策定 「ふくやま女性プラン実施計画」策定 「福山市高齢者保健福祉計画2000」策定
2002年（平成14年）	「福山市男女共同参画推進条例」施行
2003年（平成15年）	「福山市男女共同参画基本計画」策定 「福山市人権・同和問題についての意識調査」実施 「福山市同和地区実態調査」実施
2005年（平成17年）	「福山市次世代育成支援対策推進行動計画前期行動計画」策定
2006年（平成18年）	「福山市人権施策基本方針」策定 「福山市人権施策基本方針実施計画」策定 「福山市協働のまちづくり計画」策定 「福山市障害者保健福祉総合計画」策定 「福山市国際化推進プラン」策定
2008年（平成20年）	「福山市保育カリキュラム」策定 「福山市要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止等ネットワーク）」結成 「福山市男女共同参画基本計画（第2次）」策定
2009年（平成21年）	「福山市高齢者保健福祉計画2009」策定
2010年（平成22年）	「福山市次世代育成支援対策推進行動計画後期行動計画」策定 「福山市人権尊重のまちづくりに関する市民意識調査」実施

世界人権宣言

(1948年(昭和23年)12月10日国際連合第3回総会採択) <抜粋>

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし・・・
(略)・・・

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが、肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちに社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、・・・(略)・・・

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれら普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

第3条

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第16条

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

第26条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

第29条

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

日本国憲法

(1947年(昭和22年)5月3日施行)

<抜粋>

前 文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が存することを宣言し、この憲法を確定する。・・・(略)・・・

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第9条(戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認)

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第11条(基本的人権の享有)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条(自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止)

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条(個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条〔法の下の平等，貴族の禁止，栄典〕

- 1 すべて国民は，法の下に平等であって，人種，信条，性別，社会的身分又は門地により，政治的，経済的又は社会的関係において，差別されない。

第22条〔居住・移転及び職業選択の自由，外国移住及び国籍離脱の自由〕

- 1 何人も，公共の福祉に反しない限り，居住，移転及び職業選択の自由を有する。

第24条〔家族生活における個人の尊厳と両性の平等〕

- 1 婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し，夫婦が同等の権利を有することを基本として，相互の協力により，維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択，財産権，相続，住居の選定，離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては，法律は，個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して，制定されなければならない。

第25条〔生存権，国の社会的使命〕

- 1 すべて国民は，健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第26条〔教育を受ける権利，教育の義務〕

- 1 すべて国民は，法律の定めるところにより，その能力に応じて，ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は，法律の定めるところにより，その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は，これを無償とする。

第97条〔基本的人権の本質〕

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は，人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって，これらの権利は，過去幾多の試練に堪へ，現在及び将来の国民に対し，侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条〔最高法規，条約及び国際法規の遵守〕

- 1 この憲法は，国の最高法規であって，その条規に反する法律，命令，詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は，その効力を有しない。
- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は，これを誠実に遵守することを必要とする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(2000年(平成12年)12月6日施行)

第1条(目的)

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

第2条(定義)

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

第3条(基本理念)

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

第4条(国の責務)

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条(地方公共団体の責務)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第6条(国民の責務)

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第7条（基本計画の策定）

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

第8条（年次報告）

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第9条（財政上の措置）

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

第1条（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

第2条（見直し）

この法律は、この法律の施行日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

福山市民憲章

- 1 心に太陽をもち 胸をはって元気に働きましょう
- 1 小さな親切を 勇気をもって行いましょう
- 1 きまりを守り よい習慣をつくりましょう
- 1 子どもたちのために
明るい家庭と美しい町をつくりましょう
- 1 文化を育て 健康で平和な社会を築きましょう
- 1 人権を尊重し 差別のない人間関係をつくりましょう

1966年（昭和41年）11月 3日 制定

1983年（昭和58年） 4月 1日 改定

福山市人権施策基本方針[改訂版]

2012年（平成24年）3月

〒720-8501 福山市東桜町3番5号
福山市市民局まちづくり推進部人権推進課

TEL 084-928-1006

FAX 084-928-1229

E-mail jinken-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp



ばらのシンボルマーク